

令和3年2月24日

東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人 信託協会

「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」（2020/12/25 公表）に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について」 P.12 (3)	「所有目的が「純投資」であることが明らかな株式については流通株式として取り扱う」とあり、直近の大量保有報告書等において確認するとされている。保有目的が「純投資」であっても保有割合5%以下のために大量保有報告書が提出されていない株式については、流通株式から一律除かれるという理解でよいか。